

◎名古屋高等裁判所規程第四号

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十八条の規定に基づき、名古屋高等裁判所事務処理規程を次のように定める。

平成四年十二月十八日

名古屋高等裁判所

改正 平成一六年 六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号

平成一八年 六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成一九年 六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号

平成二三年 六月二四日名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所事務処理規程

第一条 名古屋高等裁判所が行う司法行政事務については、法令及び規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 裁判官會議は、毎年六月及び十二月に招集しなければならない。

第三条 裁判官会議に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、司法行政事務について、名古屋高等裁判所長官（以下「長官」という。）の諮問に応じて意見を答申するほか、司法行政事務の運営について企画し、意見を述べることができる。

3 常置委員会の組織及び運営の方法は、別に定める。

第四条 次に掲げる事項を除き、その他の司法行政事務は、長官に委任する。

一 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項

二 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序に関する事項

三 開廷の日割に関する事項

四 司法行政事務の代理順序に関する事項

2 長官が、委任された事務のうち、次に掲げる事項を処理する場合には、あらかじめ常置委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

一 裁判官の職務代行に関する事項

二 各種委員及び係裁判官の指名に関する事項

三 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免、補職及び勤務裁判所の指定に関する事項（臨時的任用職員、任期付採用職員及び業務代替職員に係る事項並びに管内家庭裁判所の家庭裁判所調査官に任期を定めてする名古屋高等裁判所勤務の併任及び併任解除に関する事項を除く。）

（平一六名高裁程二・一部改正，平二三名高裁程一・一部改正）

四 職員の昇格に関する事項

（平一八名高裁程一・一部改正）

五 裁判所法第八十条第二号の規定による司法行政の監督に関する事項

六 裁判官分限法第六条の規定による申立て及び同法第八条の規定による抗告に関する事項

七 職員の分限（心身の故障のため長期の休養を要する場合にする休職を除く。）及び懲戒に関する事項

（平一九名高裁程一・一部改正）

3 長官が、第一項各号に掲げる事項について、下級裁判所事務処理規則第十九条に定める応急の措置を講ずる場合には、前項の規定を準用する。

第五条 この規程を改正するには、出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成五年一月一日から施行する。

(名古屋高等裁判所裁判官会議規程の廃止)

2 名古屋高等裁判所裁判官会議規程（昭和二十五年二月四日制定）は、平成四年十二月三十一日限り、廃止する。

3 削除（平一六名高裁程二）

附 則（平成一六年六月二五日名古屋高等裁判所規程第二号）

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月一九日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二九日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、平成二三年七月一日から施行する。